

## EDSS 作動に係る灯火器の技術基準の見直しについて

### ● 適用範囲

ドライバー異常時対応システム（EDSS）を搭載する自動車

### ● 改正概要

- 第7期先進安全自動車（ASV）推進計画において、走行用前照灯や制動灯等の点滅による車外報知の有効性が示されたことを踏まえ、EDSS 作動時の灯火の点滅を可能とする技術基準の改正を行う。
- 点滅条件を「自動車を制御している場合」とすることで、EDSS 作動時、制動装置の操作が行われる前から灯火を点滅させることができ、早期に周囲に異常を周知することができる。
- 改正概要は以下のとおり。

|        | 従前                          | 改正後                    |
|--------|-----------------------------|------------------------|
| 走行用前照灯 | 原則点滅不可                      | EDSS が自動車を制御している場合は点滅可 |
| 制動灯    | EDSS が自動車の制動装置を操作している場合は点滅可 | EDSS が自動車を制御している場合は点滅可 |
| 補助制動灯  |                             |                        |

- 改正時期（予定）： 令和7年6月中旬

- 適用時期（予定）： 同上